

平成22年第34回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成22年第34回岩手町農業委員会総会は、平成22年12月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (4) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (5) 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|-----|----------|
| 1番 | 幅 | 清一 |
| 2番 | 三浦 | 新太郎 |
| 3番 | 岩館 | 修一 |
| 4番 | 武田 | 昭藏 |
| 5番 | 横澤 | 稔秋 |
| 6番 | 遠藤 | 幸夫 |
| 7番 | 黒澤 | 金一 |
| 8番 | 細野 | 清悦 |
| 9番 | 三浦 | 博子 |
| 10番 | 千葉 | 静子 |
| 11番 | 太布 | 光則 |
| 12番 | 岩崎 | 明 |
| 13番 | 佐々木 | 由和 |
| 14番 | 田中 | 正志 |
| 15番 | 國枝 | 金一 |
| 16番 | 井戸 | ツヨミ |
| 17番 | 澤村 | 勇次郎 |
| 18番 | 松本 | 良子(職務代理) |
| (議長)19番 | 福島 | 昭士(会長) |

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----|----|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 | 照雄 |
| 農地振興係主幹 | 田村 | 寿 |
| 副主幹 | 川村 | 祐子 |

副主任

山中 寿行

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第34回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。11番太布光則委員、12番岩崎明委員、のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案4件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は2ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。受付番号5番、土地の所在は、大字御堂第1地割の土地です。登記地目、現況地目とも田となっています。面積は12,699㎡、借受人が大字御堂第1地割の42歳の男性の方です。貸出人が大字御堂第1地割の63歳の男性の方です。親子間の使用貸借を解約し、子に贈与するものです。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてであります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号でございます。ページは4ページをご覧ください。受付番号が42番、土地の所在は大字子抱第10地割の水田、4筆です。譲受人が大字子抱10地割の72歳の男性の方です。譲渡人が盛岡市の84歳の女性の方です。高齢により農作業が出来ないということで、甥にあたる方に4筆を贈与するものであります。現況、畑となっておりますが、転作の対象となっております。この件につきましては、後ほど現地確認をしておりますので、現地調査担当の委員さんからも報告していただきます。

次に、受付番号46番、土地の所在は、大字御堂第1地割の水田と畑14筆でございます。親子間で、経営移譲するものです。

次は、6ページ受付番号48番、土地の所在は大字子抱第1地割の畑、水田、合わせて11筆でございます。約1.8haの親子間での一括贈与になります。位置につきましては、8ページ、大字子抱の地図をご参照ください。自宅の近くに水田がございます。9ページの方は、沢山の農地がありまして、御堂、前が沢、一戸町との町境、横田方面、川口のニッ森方面、横田に農地が、ございます。

引き続き15ページ、農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定の許可申請承認について、でございます。ほとんどが、賃貸借設定の更新になります。受付番号21番につきましては、八幡平市の方、賃借料が総額16,000円で、借受人が経営移譲により息子に変更ということです。土地につきましては、引き続き貸し借りをを行うものですが、貸し出す方が、子に代わったということ。場所につきましては、大字土川第4割の3筆でございます。

次に受付番号27番、貸し借りの更新ということで、賃借料が総額50,000円でございます。

次に16ページ受付番号19番、土地の所在地は、大字一方井第16地割ほか13筆、借受人、貸出人も大字土川第4地割の方でございます。親子間での使用貸借権設定です。

次に、受付番号20番、八幡平市の堀切の方で親子間での使用貸借の設定でございます。

次に、受付番号22番、この方も八幡平市の方です。親子間での再設定になります。

次に、受付番号23番、大字一方井2地割の農家の方で、親子間での再設定です。

次に、受付番号24番、大字御堂5地割の御堂の方です。親子間での再設定です。

次に、受付番号25番、大字沼宮内第9地割の親子の方です。再設定になります。

次に、23ページ、受付番号26番、譲受人は、盛岡市の50歳男性の方で会社員兼農業の方です。譲渡し人は、74歳の父親です。再設定でございます。

次に、25ページ受付番号28番、大字子抱の方で親子間の再設定です。

次に、26ページ、受付番号29番、大字沼宮内21地割の方で、親子間の再設定になります。

次に、28ページ、受付番号30番、大字一方井第2地割の方で親子間の再設定です。

次に、受付番号31番、大字一方井第7地割の方で親子間の再設定です。

次に、30ページ、受付番号32番、大字一方井13地割の方で親子間の再設定です。

32ページ受付番号33番、大字五日市第10地割の方で、親子間の再設定です。

次に受付番号34番、盛岡市玉山区の54歳の男性の方と大字一方井第2地割の80歳の男性の方で親子間の再設定です。

次に、34ページ受付番号35番、大字土川第4地割の方で、親子間の再設定です。

次に、受付番号36番、大字川口第45地割の方で、親子間の再設定です。

次に37ページ、受付番号37番、大字川口第5地割の方で、親子間の再設定です。

次に、受付番号38番、大字川口第18地割の父親は74歳の方で、経営移譲による再設定になります。

次に39ページ、受付番号39番、大字沼宮内第18地割の方で、親子間の再設定です。

次に40ページ、受付番号40番、大字坊第2地割の方で、親子間の再設定です。

次に42ページ、受付番号42番、大字川口第46地割の方で、親子間の再設定です。

次に45ページ、受付番号受付番号43番、大字一方井にお住まいの方で、親子間の再設定です。

次に受付番号44番大字江刈内第17地割の方で、親子間の再設定です。

次に受付番号45番、大字江刈内の方で、親子間の再設定です。

次に48ページ、受付番号47番、大字久保7地割の方で親子間の再設定です。

以上説明を終わります。なおこの3条の件は、現地調査担当の方々からも報告していただきます。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

13番佐々木委員 議案第1号、受付番号42番については、現地は、私の地区にありますので、13番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と11番太布委員、及び事務局2名で確認してまいりました。ここは、4筆になっておりますが、土地改良区で区画を整理した場所です。経営者の方は、きちんと営農をしていらっしゃる方で本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

5番横澤委員 議案第1号、受付番号46、27、24、25、26、29、33、39、44番の9件について、

報告致します。受付番号46番につきましては、経営移譲のための贈与です。受付番号27番につきましては、今まで無償の貸し借りをしておりましたが、今回からは、賃貸借にするということでした。それ以外の方は、農業者年金の経営移譲による再設定です。現在、この農地は、全て耕作されており農機具等も確保されておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

7番黒澤委員 議案第1号、受付番号48、28、31、32、35、40、43、47番の8件について、7番の私、黒澤から状況を報告します。受付番号48番について、これは所有者である父親が、99歳という高齢のため子に贈与するものです。それ以外の方は、農業者年金の経営移譲による再設定です。現在、この農地は、全て耕作されており農機具等も確保されておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

18番松本委員 議案第1号、受付番号21、19、20番の3件について、18番私、松本から報告します。受付番号21番につきましては、経営者が父親から息子さんに変更となりましたが、賃貸借の再設定です。受付番号19番、20番につきましては、農業者年金の経営移譲による再設定です。現在、この農地は、全て耕作されており農機具等も確保されておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

4番武田委員 議案第1号、受付番号22、23、30、34番の4件について、4番私、武田から報告します。いずれも、農業者年金の経営移譲による再設定です。現在、この農地は、全て耕作されており農機具等も確保されておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

1番幅委員 議案第1号、受付番号36、41、45番の3件について、1番私、幅から報告します。いずれも、農業者年金の経営移譲による再設定です。現在、この農地は、全て耕作されており農機具等も確保されておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

16番井戸委員 議案第1号、受付番号37、38番の2件について、16番私、井戸から報告します。いずれも、農業者年金の経営移譲による再設定です。現在、この農地は、全て耕作

されており農機具等も確保されておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 以上7名による現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 50ページをご覧ください。農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定にかかる許可申請承認について、でございます。受付番号が8番、土地の所在は大字子抱11地割の畑、2筆です。住宅を建築したいということです。8番も9番も、この件に関しては、9月の総会時に農業振興地域整備計画の変更ということで、審議しておりまして、又、現地確認もしております。受付番号9番につきましては、土地の所在は大字五日市第5地割の112㎡太陽光の発電装置を設置する計画です。場所につきましては、51ページの、9月の総会時に審議した場所でございます。52ページに記載されております。これらの案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第

1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は54ページとなります。農地法の適用外証明願承認についてです。受付番号は19番となります。土地の所在は、大字五日市第10地割、登記地目、畑、現況地目も畑、2筆となります。申請人は、大字五日市第10地割の81男性の方です。現在の状況は、資料55ページにもありますが、自己住宅として使用しています。申請されている2筆の土地は、昭和41年頃からこのような状態ということです。

次に、受付番号20番、土地の所在は、大字江刈内第20地割で大坊峠方面でございます。現在は、資材置場になっております。昭和55年頃からこのような状態になっているものです。

次に、受付番号21番につきましては、大字一方井第4地割の畑2,879㎡で、現在は、山林になっている状態です。昭和37年頃からだというお話でした。なお、この場所につきましては、税務会計課でも山林として土地評価しています。場所につきましては、57ページにありますので、参照願います。

以上の案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

13番佐々木委員 今回の現地調査は、私、佐々木と、11番太布委員と事務局2名により、行いました。議案第3号、受付番号19番から21番の3件につきまして、報告いたします。

受付番号19番、申請人の方は、昭和41年頃から家と小屋が建っていて、小屋の方は、七ッ踊りの集会所に使用していて、今更どうにもならないような状態と確認してきました。

次に、受付番号20番、昭和55年頃から資材置場として貸しているようです。地目は、畑ですが、元に戻せない状態と確認してきました。

次に、受付番号21番、ここも、40年以上経過してすっかり山林になっておりまして、元には戻せない状態と確認してきました。

現地は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上です。

議 長 以上3件の現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成22年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 59ページをご覧いただきたいと思います。受付番号が3番から14番となります。利用権を設定するという申請がありました。事前に資料を配付しておりますので、その資料により審査していただきたいと思います。63ページには、今回の申請に係る利用集積計画集計表となっておりますので、ご参照願います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第34回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時7分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

11番 印

12番 印